

博士論文インターネット公表と 著作権

九州工業大学附属図書館
平成28年度

目次

1. 博士論文のインターネット公表
2. 著作権
3. 質疑応答

学位規則の改正（H25.4.1施行）

（2）博士論文の公表

①博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から**1年以内**に、博士論文の**全文を公表**するものとする。

学位規則の改正（H25.4.1施行）

（2）博士論文の公表

③博士の学位を授与された者が行うこれらの公表は、当該博士の学位を授与した大学等の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

1. 博士論文のインターネット公表とは？

みなさんは、
学位授与日から
1年以内に全文を
インターネットに公開
しなければならない。

2. インターネットへの公表方法

どうやって？

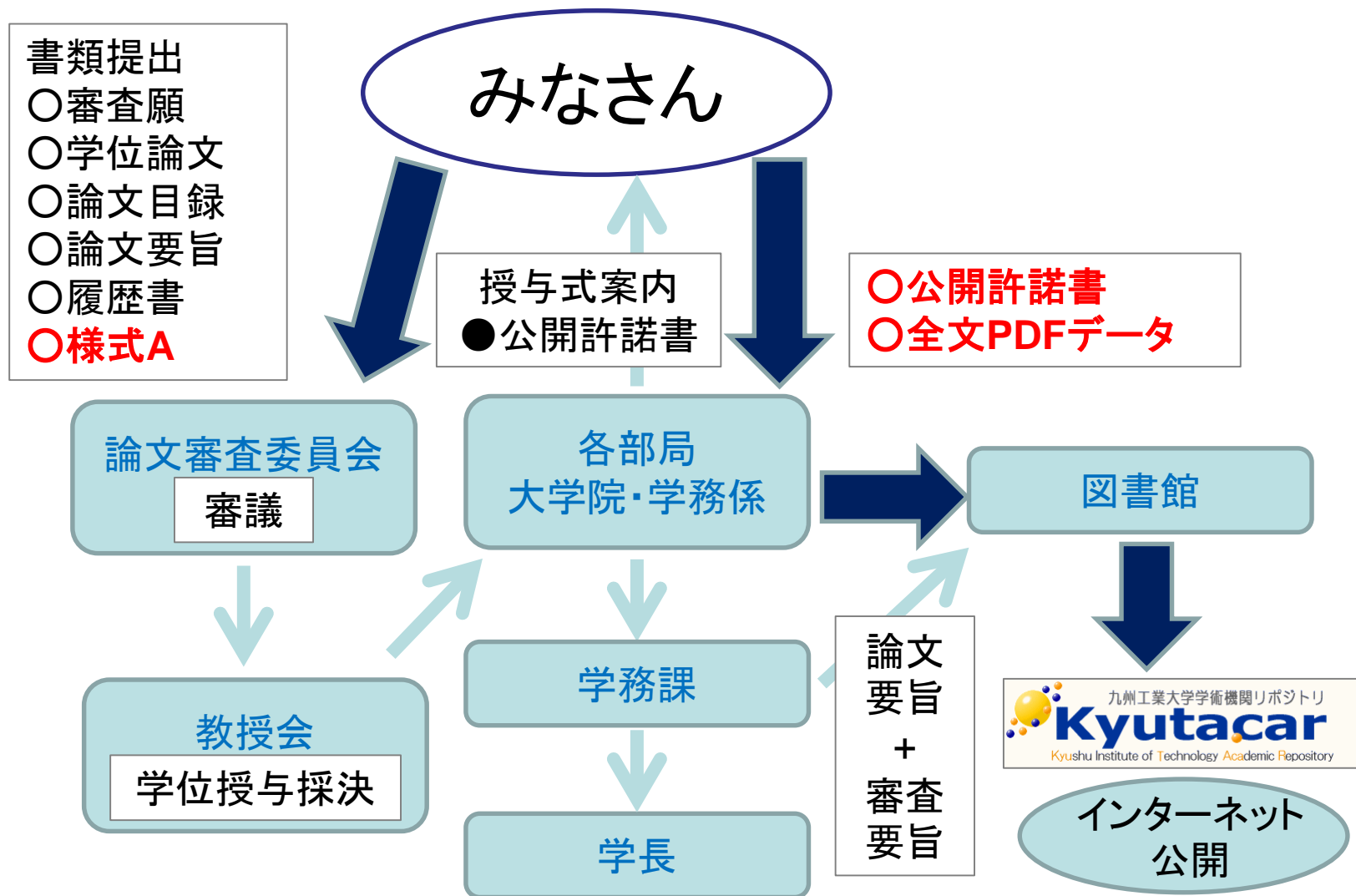
博士の学位を授与した大学等の
機関リポジトリによる公表を
原則とする。

九工大機関リポジトリ “Kyutacar”

<https://ds.lib.kyutech.ac.jp/dspace/>

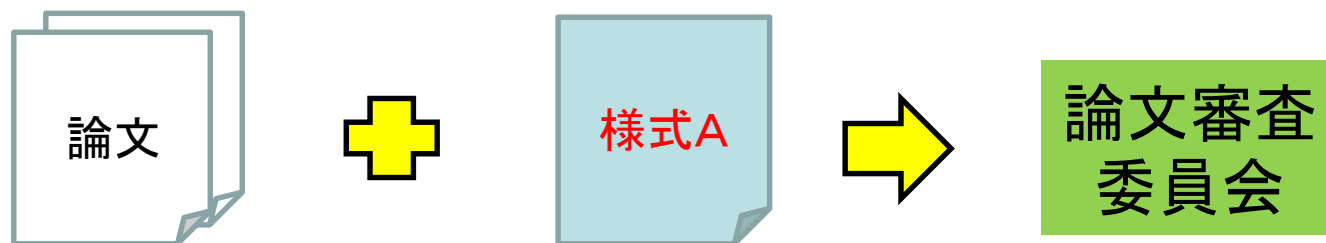
2. インターネットへの公表方法

論文提出から公表までのフロー

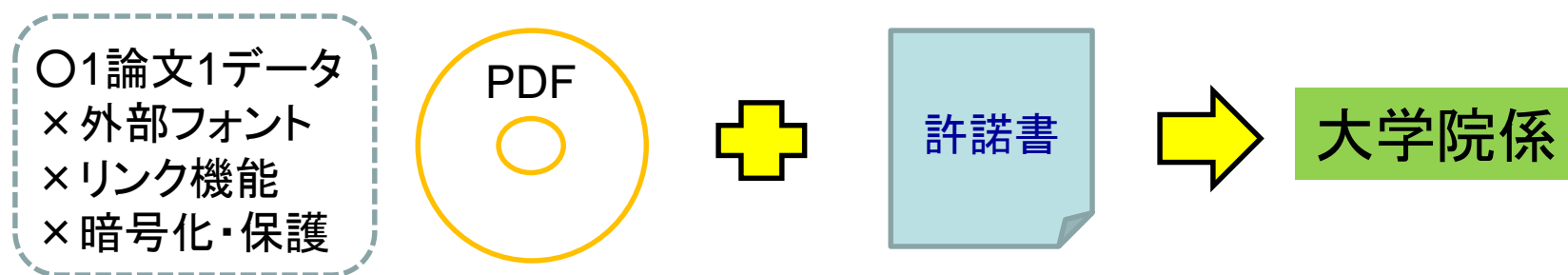


2. インターネットへの公表方法

① 博士論文と一緒に「様式A」を提出。



② 審査終了後に、PDFデータを提出。
「リポジトリ公開許諾書」を添えて。



学位規則の改正（H25.4.1施行）

（2）博士論文の公表

② やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学等の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。

「やむを得ない事由」とは？

1. 立体形状による表現を含む場合。
2. 個人情報に係る制約がある場合。
3. 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等による理由。
4. 企業等との共同・受託研究において守秘義務を負う内容が含まれる場合。

※ 以下の□にチェックしてください。また必要箇所には記入してください。

【全文の公表】

私が執筆した博士論文（全文）について、インターネット公表に関する権利関係を確認した結果、公表することに問題はありません。

【論文要約の公表】

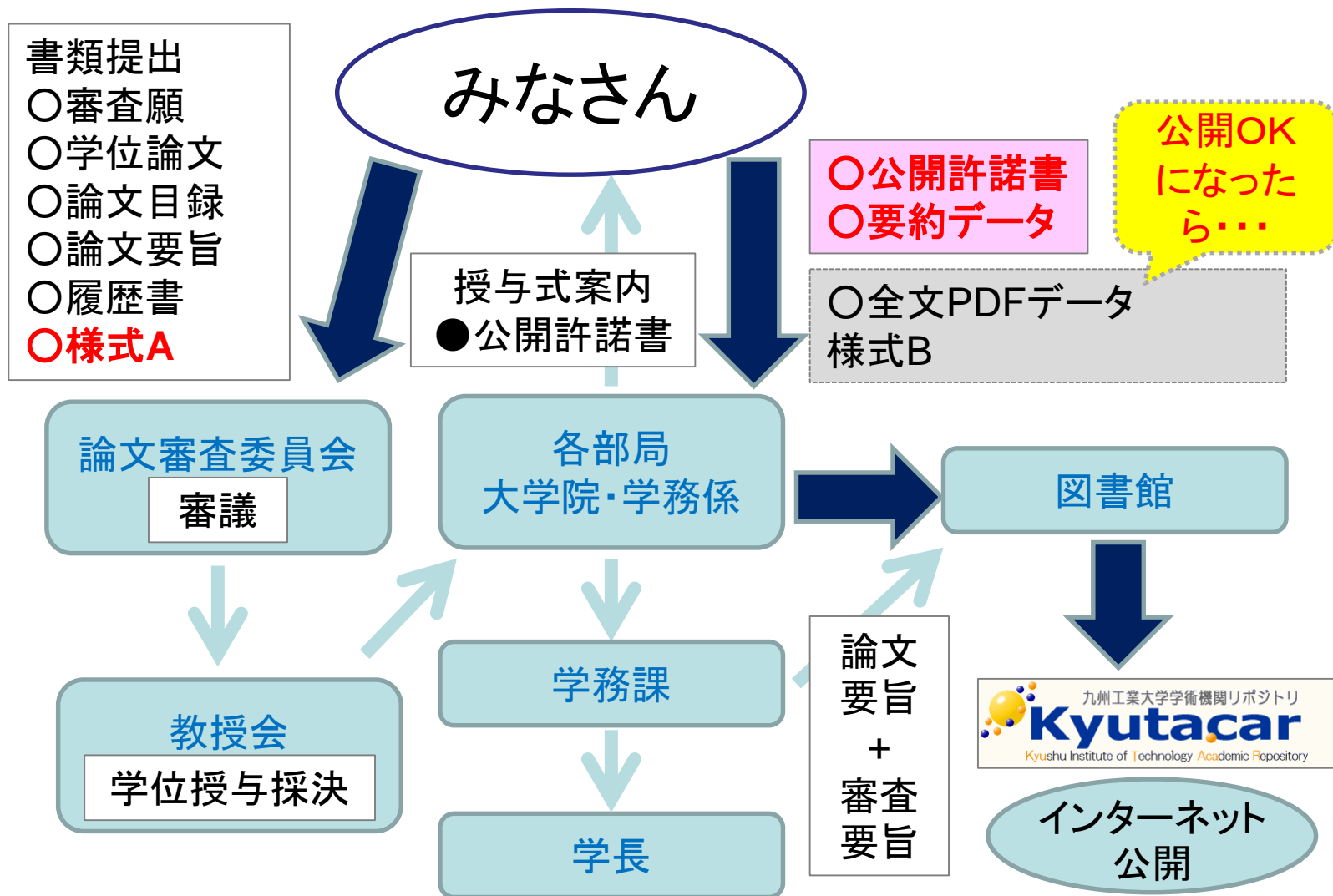
私が執筆した博士論文（全文）について、下記事由のため、インターネット公表を保留してください。

つきましては、要約での公表を希望しますが、下記事由が消滅した際は、所定の報告書（様式B）と博士論文（全文）を提出いたします。

項目	保留事由	様式B報告書の提出時期
<input type="checkbox"/> 図書出版	<input type="checkbox"/> 出版済み（又は出版予定【平成 年 月予定】） で、出版社の著作権ポリシーを確認した結果、 【平成 年 月予定】まで公表することができない。	公表が可能となった日
<input type="checkbox"/> 学術誌等への掲載	<input type="checkbox"/> 掲載済み（又は掲載予定【平成 年 月予定】） で、出版社の著作権ポリシーを確認した結果、 【平成 年 月予定】まで公表することができない。	公表が可能となった日

2. インターネットへの公表方法

やむを得ない事由がある場合



著作権について

- リポジトリ登録と著作権
- 論文執筆と著作権（引用と転載）
- 雑誌論文や図書を博士論文にする時の注意事項

リポジトリ登録と著作権

- リポジトリに登録しても、論文の著作権者は皆さんです。
- 許諾を得るのは、複製権と公衆送信権のみ。
- 著作権や個人情報等に関する責任は著作権者である皆さんにあります。

著作権についての注意事項

- リポジトリ登録と著作権
- 論文執筆と著作権（引用と転載）
- 既に出版・投稿した又はその予定のある雑誌論文や図書を博士論文にする時の注意事項

論文執筆と著作権

—引用と転載の違い—

博士論文内で他者の論文の文章や図表等を使用する場合は、

引用→著作権者の**許諾不要**

転載→著作権者の**許諾必要**

引用の要件

1. 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
2. カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
3. 出所の明示

「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない」著作権法第32条第1項

自著の雑誌論文や図書を博士論文にする時の注意事項

各出版者の投稿規程・著作権規程・許諾契約書・Agreementを確認。

1. 著作権は出版者に譲渡するのか。
2. 博士論文として使用してよいか。
3. その博士論文をインターネット公表してよいか。

博士論文をこれから投稿・出版する時の注意事項

各出版者へ事前の確認が必要。

1. 博士論文として提出したものを投稿・出版することが認められるか。
2. 博士論文としてインターネット公表したものを投稿・出版することが認められるか。

参考文献

- 黒澤節男「機関リポジトリと著作権 Q&A」広島大学図書館 2013年
<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00023065>
- 「博士論文と著作権 第3.2版」東京大学情報システム部情報基盤課学術情報チーム 2016年
<http://hdl.handle.net/2261/55511>